

安城市信用保証料補助制度のご案内

安城市では中小企業振興施策の一環として、愛知県信用保証協会の保証により融資を受けた中小企業者に対し、必要となった信用保証料を補助します。

借換えのある場合は、返戻保証料を差し引いて補助対象保証料を決定します。さらに、繰上返済による信用保証料の返戻金が生じた場合は、既に交付した補助金の全額もしくは、一部の補助金の返還を求めます。

1. 補助対象事業者

小規模企業等振興資金：安城市を通じて融資の申込みをし、借入れをした者
 経済環境適応資金：法人にあっては本社、個人にあっては住所地又は主たる事業所を市内に有する中小企業者

2. 補助対象融資制度

(1) 通常枠

- ・ 1 補助対象事業者につき、1 年度あたり最大 30 万円を限度とします。
- ・ 国や県からの信用保証料補助を差し引いた自己負担額を補助対象とします。

| 補助対象融資制度名 | | 補助率 (%) | 1 申請あたりの上限 (万円) | |
|-------------------|---------------------|------------|-----------------|------|
| | | | 運転資金 | 設備資金 |
| 小規模企業等振興資金 (振・振小) | | 50 | 10 | |
| 経済環境 適応資金 | 経済対策特別 (環特) | 100 | 20 | |
| | セーフティネット (環セ80・100) | | 20 | |
| | 創業等支援資金 (環創) ※1 | 30 | 50 | |
| | 上記以外の経済環境適応資金 | 50 | 10 | |

※1 創業等支援資金 (環創) については、用途を設備資金とする場合、1 年度あたり 50 万円まで補助します。

(2) 特別枠 (中小企業等事業再構築促進補助金の交付額確定者)

- ・ 交付決定を受け、補助金確定通知書の通知日から概ね 5 年間に実行した融資が対象です。
- ・ 1 補助対象事業者につき、1 年度あたり最大 50 万円を限度とします。

| 補助対象融資制度名 | | 補助率 (%) | 1 申請あたりの上限 (万円) | |
|-------------------|---------------------|------------|-----------------|------|
| | | | 運転資金 | 設備資金 |
| 小規模企業等振興資金 (振・振小) | | 50 | 20 | |
| 経済環境 適応資金 | 経済対策特別 (環特) | 100 | 40 | |
| | セーフティネット (環セ80・100) | | 40 | |
| | 創業等支援資金 (環創) | 30 | 50 | |
| | 上記以外の経済環境適応資金 | 50 | 20 | |

3. 申請に必要な書類

- | | |
|--|--------------------------|
| ①補助金等交付申請書兼実績報告書 | 安城市HPから様式ダウンロード できます。 |
| ②補助金等交付請求書 | |
| ③金融機関証明書（金融機関で証明） | |
| ④信用保証書の写し | |
| ⑤市税の完納証明書の写し | |
| 市税の完納証明書が発行されない場合のみ、 安城市税に関する納付状況資料閲覧同意書←安城市HPから様式ダウンロード できます。 | |
| ⑥返戻保証料の額を証明する書類（回収要件が付されている場合に必要） 以下、 特別枠 のみ | |
| ⑦中小企業等事業再構築促進補助金交付状況申告書及び添付書類 | |

≪ 記入等について ≫

- ① 及び②日付、金額は記入しないでください。記入例は様式に添付してあります。
- ①本人（代表者）が手書きしない場合は、押印必要。
- ⑤小規模企業等振興資金を利用した場合は省略可。
- ⑥返戻保証料あり：信用保証協会から通知される「返戻保証料の振込みについてのご案内」の写しなど、返戻保証料の金額を確認できる資料。
返戻保証料なし：回収要件となる貸付の信用保証書の写しなど、返戻保証料がないことを確認できる資料。

4. 申請期限

融資実行日を含め40日以内



■申請先

安城市信用保証料補助事業補助金HP

安城市商工課工業労政係（北庁舎3階）

〒446-8501 安城市桜町18番23号 0566-71-2235